

第 2 1 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 5 年 2 月 2 8 日（火）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年2月28日(火) 午後9時30分から 10時00分

2. 開催場所 セタナ町役場 第3会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

- | | |
|----|--|
| 第1 | 会議録署名委員の指名について |
| 第2 | 会期の決定について |
| 第3 | 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について |
| 第4 | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第5 | 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第31条該当) |
| 第6 | 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条該当) |

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹	羽	優
農地係長	小	池	秀 樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第 21 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦労様でございました。

外を見れば一気に春が来たような感じでございます。この天気も当分の間続くのかなと少し安心しているところでございます。

会長

また、コロナに関しましては緩やかな感じになってきてまして、だんだん弱ってきているように感じます。

適切では無いかもしれませんが、人の流れもスムーズになり始め、経済活動も徐々に動き出してきており、色々な所に行くと大変人も多く混雑している状況になってまいりました。

会長

そういったなかで 1 番我々農家にとって心配なことは、やはりウクライナ関係の問題でございます。

資材の高騰。やはりこれが 1 番の問題なのかなと思ってございます。そういったなかで米とか農産物に関しては、だいたい頭打ちという価格設定でございます。他の産業に比べますと、コストが高くなったからといって自分で価格を決められないというような農産物の事情がございます。

会長

肥料の関係はこの間ホクレン関係の人と話をしましたところ、肥料は確保できるそうです。ただ、価格についてはまだどうなるかは不透明です。

今のところは助成はしてもらっていますが、例えば 1,000 円値上がりをして 500 円を助成してもらっても、やはり 500 円の差額というのが、大変我々の懐に響いてくるわけでございます。

まだ先の見えない状態ですが、早くウクライナの関係も修復してくれればなと思ってございます。

会長

また、今は時期的に農業関係の会議体も開かれており、陳情もしているわけでございます。

先日もせたな町の農業振興ビジョンの策定委員会がございました。

せたなの農業というものはということで色々と話しあいました。

今は農政が大変混乱している状態でございます。先が見えないという中でも一応策定はいたしました。

農業も水活を始め色んな問題点がございますが、徐々に対応をしながら頑張っていきたいと思っております。

会長

少し長くはなりましたが、本日の総会は議案第 4 号までございます。

慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしく願いたい

たしまして、簡単ではございますけれども挨拶に代えさせていただきたいと思
います。

事務局長

ありがとうございました。

只今の出席委員は 15 名で定足数に達しております。したがって、せ
たな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となること
から、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規
則第 13 条の規定により、13 番日置委員、14 番松崎代理を指名いたします。
この指名は、第 21 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございま
せんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を
議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知が
あったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。

令和 5 年 2 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 6 番。貸主が、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。借主が、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。所在につき

事務局

ましては[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]の計 16 筆、面積が合わせまして [] m²、解約理由につきましては、農地を後継者に贈与するためでございます。

事務局

2 ページをご覧ください。

番号 7 番。貸主が、[]、[]さん。借主が、[]、[]さん。所在につきましては []、面積が [] m²、解約理由につきましては、後継者の農家住宅を建設するためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転及び使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 5 年 2 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。

番号 2 番。譲渡人が、[]、[]さん。譲受人が、

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 5 年 2 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

8 ページをご覧ください。

番号 11 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 2 月 28 日から 2028 年 2 月 27 日までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

9 ページをご覧ください。

番号 12 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 2 月 28 日、対価の支払期限が 2023 年 3 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

10 ページをご覧ください。

番号 13 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、内、田んぼが 1 ヶ所 [REDACTED] m²、畑が 1 ヶ所 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と普通畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 2 月 28 日、対価の支払期限が 2023 年 3 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

11 ページをご覧ください。

番号 14 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、内、田んぼが 4 ケ所 [REDACTED] m²、畑が 1 ケ所 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と普通畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 2 月 28 日、対価の支払期限が 2023 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

12 ページをご覧ください。

番号 15 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 14 筆、内、田んぼが 8 筆 26,370 m²、畑が 5 筆 [REDACTED] m²、非農地が 1 筆 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と普通畑と用悪水路、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 2 月 28 日、対価の支払期限が 2023 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

13 ページをご覧ください。

番号 16 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 9 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 2 月 28 日、対価の支払期限が 2023 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

14 ページをご覧ください。

番号 17 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 10 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でござ

事務局

いまして、期間につきましては、2023年2月28日から2026年2月27日までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

15ページをご覧ください。

番号18番。利用権の設定等を受ける者、 [REDACTED]、 [REDACTED]、 [REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、 [REDACTED]、 [REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 [REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年2月28日から2026年2月27日までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

16ページをご覧ください。

番号19番。利用権の設定等を受ける者、 [REDACTED]、 [REDACTED]、 [REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、 [REDACTED]、 [REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 [REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年2月28日から2026年2月27日までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

17ページをご覧ください。

番号20番。利用権の設定等を受ける者、 [REDACTED]、 [REDACTED]、 [REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、 [REDACTED]、 [REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 [REDACTED]、 [REDACTED]、 [REDACTED] の計4筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年2月28日から2026年2月27日までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

18ページをご覧ください。

番号21番。利用権の設定等を受ける者、 [REDACTED]、 [REDACTED]、 [REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、 [REDACTED]、 [REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 [REDACTED]、 [REDACTED]、 [REDACTED] の計3筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年2月28日から2026年2月27日までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

19ページをご覧ください。

事務局

番号 22 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 2 月 28 日から 2026 年 2 月 27 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

20 ページをご覧ください。

番号 23 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 16 筆、内、田んぼが 13 ヶ所 [REDACTED] m²、畑が 4 ヶ所 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 2 月 28 日から 2028 年 2 月 27 日までの 5 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

21 ページをご覧ください。

番号 24 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 6 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 2 月 28 日から 2026 年 2 月 27 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

22 ページをご覧ください。

番号 25 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 2 月 28 日から 2026 年 2 月 27 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

23 ページをご覧ください。

番号 26 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 15 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 2 月 28 日から 2026 年 2 月 27 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

「日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

事務局より説明願います。小池係長。

はい。議案 5 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、

事務局

その賃借権及び使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和5年2月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の24ページをご覧ください。

番号5番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]番地、[REDACTED]さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が[REDACTED]㎡の内[REDACTED]㎡、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が[REDACTED]㎡、保安区域が[REDACTED]㎡、採取数量が[REDACTED]㎡、転用期間は令和5年4月1日から令和5年12月20日、位置図・配置図につきましては、25ページ、26ページの図1、図2のとおりでございます。

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに限って、3年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は1年以内の砂利採取でございますが、採取後の復元についても計画されておりますので、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

事務局

27ページをご覧ください。

番号6番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は田、面積が[REDACTED]㎡、転用の目的につきましては、後継者の新築住宅建設のためでございますが、転用期間は許可日から永久、位置図・配置図につきましては、28ページ、29ページの図3、図4のとおりでございます。

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、除外の手続きが進められており、3月末には除外される見込みでございます。

親の住宅の隣接地であることから、申請地が適地であると判断し北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 21 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 3 月 29 日

会議録署名委員

1 3 番 白置和彦

1 4 番 松崎豊

議 長 原田嘉博